

令和4年度

第2回 西宮市国民健康保険運営協議会

- (諮問) 令和5年度西宮市国民健康保険料率について・・・1～7頁  
(議題1) 出産育児一時金の改正について・・・・・・・・・・8～9頁

日時：令和5年1月31日（火）午後2時00分～  
場所：西宮市役所本庁舎 4階 A442会議室

西宮市 市民局 市民部  
国民健康保険課  
国保収納課

## 諮問 令和5年度西宮市国民健康保険料率について

### 1. 諮問の内容

令和5年度国民健康保険料率について、以下のとおりとする。

医療給付費分	所得割	6.77%
	均等割	30,240円
	平等割	19,680円
後期高齢者支援金分	所得割	2.71%
	均等割	11,280円
	平等割	7,200円
介護納付金分	所得割	2.54%
	均等割	12,960円
	平等割	6,720円
合計	所得割	12.02%
	均等割	54,480円
	平等割	33,600円

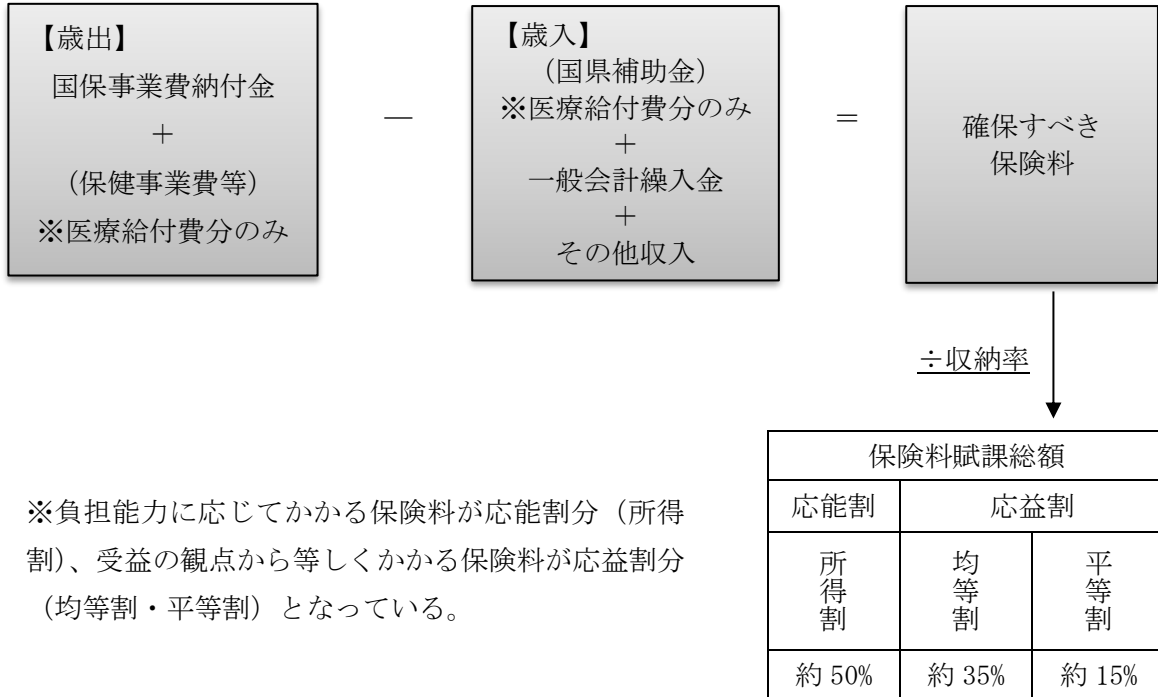
### 2. 諮問の趣旨

兵庫県から令和5年度市町村国保事業費納付金・標準保険料率が示された。これを踏まえて、本市国民健康保険料率を決定するに当たり、運営協議会の意見を拝聴するため諮問する。

### 3. 保険料について

#### (1) 保険料の構成

保険料は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」に分けられ、それぞれの賦課方式として「所得割」、「均等割」、「平等割」に分類される。



#### (2) 標準保険料率と市保険料率の算出過程

保険料率を決めるにあたり、県が県全域の医療給付費等の見込みをたて、所得水準をふまえて市町ごとの国民健康保険事業費納付金の額を決定する。あわせて、市町ごとの標準的な保険料率を算定・公表する。

市町は、この納付金の支払いを含めた国民健康保険事業に係る費用を賄うために、県の示す標準保険料率を参考として、必要な保険料を賦課・徴収することとなる。

兵庫県が示す西宮市の標準保険料率は、5 ページ「5. 令和5年度西宮市国民健康保険料率」のとおり。

#### 医療給付費分

(確保すべき保険料)  $\div$  (収納率) = (保険料賦課総額)

6,655,303,890 円  $\div$  95.03% = 7,003,371,451 円

⇒料率抑制のための一般会計繰入及び基金繰入後の賦課総額 6,865,459 千円

①所得割賦課総額：6,865,459 千円  $\times$  50.70%  $\rightarrow$  3,480,396 千円 (端数調整後)

②均等割賦課総額：6,865,459 千円  $\times$  34.24%  $\rightarrow$  2,350,918 千円 (端数調整後)

③平等割賦課総額：6,865,459 千円  $\times$  15.06%  $\rightarrow$  1,034,145 千円 (端数調整後)

④所得総額：51,386,327 千円

- ⑤被保険者数：77,742 人
- ⑥世帯数：52,548 世帯
- 所得割 ①÷④ ≒ 6.77%
- 均等割 ②÷⑤ ≒ 30,240 円
- 平等割 ③÷⑥ ≒ 19,680 円

#### 後期高齢者支援金分

(確保すべき保険料) ÷ (収納率) = (保険料賦課総額)

$$2,570,692,830 \text{ 円} \div 95.03\% = 2,705,138,198 \text{ 円}$$

⇒料率抑制のための一般会計繰入及び基金繰入後の賦課総額 2,590,861 千円

①所得割賦課総額：2,590,861 千円 × 51.55% → 1,335,585 千円 (端数調整後)

②均等割賦課総額：2,590,861 千円 × 33.85% → 876,930 千円 (端数調整後)

③平等割賦課総額：2,590,861 千円 × 14.60% → 378,346 千円 (端数調整後)

④所得総額：49,283,585 千円

⑤被保険者数：77,742 人

⑥世帯数：52,548 世帯

●所得割 ①÷④ ≒ 2.71%

●均等割 ②÷⑤ = 11,280 円

●平等割 ③÷⑥ ≒ 7,200 円

#### 介護納付金分

(確保すべき保険料) ÷ (収納率) = (保険料賦課総額)

$$985,453,115 \text{ 円} \div 95.03\% = 1,036,991,597 \text{ 円}$$

⇒料率抑制のための一般会計繰入及び基金繰入後の賦課総額 993,852 千円

①所得割賦課総額：993,852 千円 × 49.56% → 492,638 千円 (端数調整後)

②均等割賦課総額：993,852 千円 × 34.50% → 342,831 千円 (端数調整後)

③平等割賦課総額：993,852 千円 × 15.94% → 158,383 千円 (端数調整後)

④所得総額：19,395,185 千円

⑤被保険者数：26,453 人

⑥世帯数：23,569 世帯

●所得割 ①÷④ ≒ 2.54%

●均等割 ②÷⑤ ≒ 12,960 円

●平等割 ③÷⑥ ≒ 6,720 円

#### 4. 令和5年度西宮市国民健康保険料率の検討

兵庫県において被保険者数は前年度に比べ約4.2%の減、一人当たり保険給付費は前年度に比べ約2.0%の伸びを見込んでいる。

また、県から示される国民健康保険事業費納付金は、本市分については約125億5千万円となり、前年度の約127億6千万円に比べ約1.7%の減となったが、被保険者数が減少すると見込まれているため、一人当たりになると161,340円となり、前年度の157,467円に比べ約2.5%の増である。

示された標準保険料率をもとに算出した一人当たり保険料は138,220円となり、前年度の135,691円に比べ2,529円（約1.86%）の増となっている。

なお、令和4年度保険料率については、県が示す標準保険料率をもとに本市で保険料率を決定する際、前年度保険料率から大幅に上昇することがないように、一般会計から3億円の繰入を行い保険料率の抑制を行っている。

これらを踏まえ、令和5年度保険料率について、前年度から大幅な上昇とならないよう、且つ標準保険料率と比べ大幅な乖離が生じないように、一般会計及び財政安定化基金からの繰り入れについて検討を行う必要がある。

一方で、保険料率抑制のための一般会計からの繰入については、国において、計画的に削減・解消すべき赤字とされている。

##### (1) 一般会計からの繰入について

保険料率を抑制する目的等の一般会計繰入は、国において、計画的に削減・解消すべきとされており、令和5年度は前年度と比べて1億5千万円減となる1億5千万円の繰入を行う。

##### (2) 財政安定化基金からの繰入について

県が示す標準保険料率による一人当たり保険料は約1.86%の増となっており、一般会計からの繰入についても前年度と比べて減少することにより、被保険者の負担がやや増えることとなる。よって、基金残高を考慮したうえで、令和5年度については財政安定化基金から1億5千万円の繰り入れを行うこととする。

##### (3) 繰入の方法について

県が示す標準保険料率を前年度の標準保険料率と比較し、市保険料率改定の方向性が標準保険料率の推移と同一になるよう、且つ標準保険料率を上回らないよう繰入を行う。ただし、標準保険料率の改定が軽微な区分については、市保険料率についても据え置くこととした。

また、将来的な県下の保険料水準統一を見据え、標準保険料率との乖離が大きくなり過ぎない範囲で収まるよう考慮し、繰入を行うこととする。

5. 令和5年度西宮市国民健康保険料率

<保険料率比較>

			R4	R5					
			市決定 保険料率 一般会計繰入: 3億円	市町村標準保険料率			市保険料率(案) 一般会計繰入:1億5千万円 基金繰入:1億5千万円		
			A	B	対前年度 標準比 C	D	対標準比 E=D-B	対前年度比 F=D-A	
医療 給付 費分	応能	所得割	6.77%	7.02%	-0.10	6.77%	-0.25	0.00	
		均等割	30,480円	30,390円	-352円	30,240円	-150円	-240円	
	応益	平等割	19,680円	19,690円	-323円	19,680円	-10円	0円	
			50,160円	50,080円	-675円	49,920円	-160円	-240円	
後期 支 援 金 分	応能	所得割	2.67%	2.81%	0.14	2.71%	-0.10	0.04	
		均等割	10,800円	11,806円	622円	11,280円	-526円	480円	
	応益	平等割	7,200円	7,649円	368円	7,200円	-449円	0円	
			18,000円	19,455円	990円	18,480円	-975円	480円	
介 護 納 付 金 分	応能	所得割	2.54%	2.64%	0.01	2.54%	-0.10	0.00	
		均等割	12,720円	13,838円	288円	12,960円	-878円	240円	
	応益	平等割	6,720円	6,754円	26円	6,720円	-34円	0円	
			19,440円	20,592円	314円	19,680円	-912円	240円	
合 計 保 険 料	応能	所得割	11.98%	12.47%	0.05	12.02%	-0.45	0.04	
		均等割	54,000円	56,034円	558円	54,480円	-1,554円	480円	
	応益	平等割	33,600円	34,093円	71円	33,600円	-493円	0円	
			87,600円	90,127円	629円	88,080円	-2,047円	480円	
	一人当たり保険料	132,019円	138,220円	2,529円	134,421円	-3,799円	2,402円		
伸び率	-	-	1.86%	-	-	1.82%			
基金残高 (年度出納閉鎖時)			1,609,756 千円	-	-	1,459,756 千円	-	-	

※「一人当たり保険料」は、医療・後期・介護の各保険料率で賦課した場合の総額を被保険者数で割り戻した額

## モデルケース①

- 世帯主のみの1人世帯(65歳以上)  
基準総所得0円(公的年金収入150万円)

	令和4年度	令和5年度	年度比較	
医療給付費分	15,048円	14,976円	-72円	-0.5%
後期高齢者支援金分	5,400円	5,544円	144円	2.7%
保険料合計	20,448円	20,520円	72円	0.4%

※両年度とも7割軽減適用後の金額

- 世帯主のみの1人世帯(40歳～64歳)  
基準総所得0円(給与収入98万円)

	令和4年度	令和5年度	年度比較	
医療給付費分	15,048円	14,976円	-72円	-0.5%
後期高齢者支援金分	5,400円	5,544円	144円	2.7%
介護納付金分	5,832円	5,904円	72円	1.2%
保険料合計	26,280円	26,424円	144円	0.5%

※両年度とも7割軽減適用後の金額

## モデルケース②

- 世帯主のみの1人世帯(65歳以上)  
基準総所得20万円(公的年金収入173万円)

	令和4年度	令和5年度	年度比較	
医療給付費分	38,620円	38,500円	-120円	-0.3%
後期高齢者支援金分	14,340円	14,660円	320円	2.2%
保険料合計	52,960円	53,160円	200円	0.4%

※両年度とも5割軽減適用後の金額

- 世帯主のみの1人世帯(40歳～64歳)  
基準総所得20万円(給与収入118万円)

	令和4年度	令和5年度	年度比較	
医療給付費分	38,620円	38,500円	-120円	-0.3%
後期高齢者支援金分	14,340円	14,660円	320円	2.2%
介護納付金分	14,800円	14,920円	120円	0.8%
保険料合計	67,760円	68,080円	320円	0.5%

※両年度とも5割軽減適用後の金額

### モデルケース③

世帯主・妻の2人世帯(夫婦は40歳～64歳)  
基準総所得200万円(給与収入約359万円)

	令和4年度	令和5年度	年度比較	
医療給付費分	216,040円	215,560円	-480円	-0.2%
後期高齢者支援金分	82,200円	83,960円	1,760円	2.1%
介護納付金分	82,960円	83,440円	480円	0.6%
保険料合計	381,200円	382,960円	1,760円	0.5%

### モデルケース④

世帯主・妻・子1人の3人世帯(夫婦は40歳～64歳)  
基準総所得400万円(給与収入約609万円)

	令和4年度	令和5年度	年度比較	
医療給付費分	381,920円	381,200円	-720円	-0.2%
後期高齢者支援金分	146,400円	149,440円	3,040円	2.1%
介護納付金分	133,760円	134,240円	480円	0.4%
保険料合計	662,080円	664,880円	2,800円	0.4%

### モデルケース⑤

世帯主・妻・子2人の4人世帯(夫婦は40歳～64歳)  
基準総所得800万円(給与収入約1,053万円)

	令和4年度	令和5年度	年度比較	
医療給付費分	650,000円	650,000円	0円	0.0%
後期高齢者支援金分	200,000円	220,000円	20,000円	10.0%
介護納付金分	170,000円	170,000円	0円	0.0%
保険料合計	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	2.0%

※各ケースにおいて、減免は考慮せず



## 議題1 出産育児一時金の改正について

### 1. 概要

出産育児一時金とは、国民健康保険の加入者が出産したときに支給されるものです（妊娠4ヵ月（85日）以上であれば死産、流産の場合でも支給が受けられます）。

出産育児一時金の支給額は、西宮市国民健康保険条例において規定されており、現行の支給額は一産児につき40万8千円（産科医療保障制度（※）の適用のある分娩についてはこれに1万2千円を加算）です。

（※）産科医療補償制度・・・あらかじめ分娩機関が保険に加入しておくことで、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する経済的補償を行う制度。

（参考）西宮市国民健康保険条例（昭和37年 西宮市条例第15号）（抄）【現行】

（出産育児一時金）

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算した額を支給するものとする。

（参考）西宮市国民健康保険条例施行規則（昭和37年 西宮市規則第35号）（抄）

（出産育児一時金の加算）

第3条 市長は、病院、診療所、助産所その他の者であつて健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると認めるときは、条例第5条第1項ただし書の規定により同項本文に規定する額に1万2千円を加算して出産育児一時金を支給する。

### 2. 改正の経緯

厚生労働省における社会保障審議会医療部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを受け、厚生労働省において健康保険法施行令等の一部を改正する予定とされています。政令改正がなされれば、本市条例についても支給額の改定が必要となります。

(参考) 健康保険法施行令 (大正 15 年 勅令第 243 号) (抄) 【改正前】

(出産育児一時金の金額)

第 36 条 法第百一条の政令で定める金額は、四十万八千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、四十万八千円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

### 3. 改正内容

厚生労働省において健康保険法施行令等の一部を改正後に、本市条例についても令和 5 年 3 月市議会に上程し、改正する予定です。

【改定前】

支給額 40.8 万円 + 加算額 1.2 万円 (産科医療補償制度掛金相当額) = 42 万円

【改定後】

支給額 48.8 万円 + 加算額 1.2 万円 (産科医療補償制度掛金相当額) = 50 万円